

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 25 年度定時評議員会議事録要旨

1. 開催日時 平成 25 年 6 月 13 日（木）15 時 00 分～16 時 30 分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階 会議室
3. 評議員現在数及び定足数
総数 15 名、定足数 8 名
4. 出席評議員 11 名
（出席）橘本賢次郎、白神俊典、末木一夫、鶴田康則、成松義文、馬場良雄、堀 悟郎、松井睦子、松田 朗、森田邦雄、若尾修司
（欠席）宗林さおり、徳山陽慈、笛木弘治、綿谷直人
（監事出席）西本恭彦、松田紘一郎
（出席理事）下田智久、加藤 博
5. 議 案 第 1 号議案 平成 24 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案 平成 24 年度決算（案）に関する件
第 3 号議案 定款（変更案）に関する件
報告事項
・規制改革会議について
6. 会議の概要
 - (1) 定足数の確認等
定足数の確認後本会議の議案進行及び議案資料について説明。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
松田議長が定足数を満たしていることから会議が成立することを宣言し議事録署名人として、定款第 28 条第 2 項に基づき、堀評議員、松井評議員の 2 名が指名された。
(決議事項)
第 1 号議案 平成 24 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案 平成 24 年度決算（案）に関する件
事務局長より第 1 号議案平成 24 年度事業報告（案）に関する件及び第 2 号議案平成 24 年度決算（案）に関する件について併せて資料に基づき説明。
続いて、去る 5 月 14 日（火）に、西本恭彦監事と松田紘一郎監事の 2 名が、公益財団法人日本健康・栄養食品協会定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、事務局から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致しており、法令及び定款に従い損

益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告が、松田監事よりされた。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。

(質疑応答)

評議員： GMP 製造所認定等に関する事業で、認定工場が 92 工場となっているが、認定すべき工場の全体数は把握しているのか。また、取得していないところには何かアプローチをしているのか。

事務局長： 法令上届出制ではないので、全体数は把握出来ていないが、大手企業で製造しているところはだいたい取得していると思う。

取得していない企業には、合同説明会を開催して、参加を呼びかけ、指導しながら取得してもらうよう説明している。

議長： なるべく 100%の取得を目指せということですね。

評議員： 資料にあるレスベラトロールとは何か説明してもらいたい。

健康食品部長： レスベラトロールとはポリフェノール的一种で、赤ワイン等（ぶどうの葉、茎、ピーナッツの皮、ベリー等）に入っているもの。市場も活性化しており、消費者に安心・安全な商品を提供するために、規格基準を策定することとした。

評議員： プラセンタについても説明してほしい。

健康食品部長： プラセンタを含めて、資料に掲げた 3 食品（レスベラトロール、青汁、プラセンタ）は、今、市場が活性化しているということと同時に、素材（原料）が複数あり、粗悪品が出回ったりして消費者が混乱するのを危惧している。消費者や業界の要望を受けて、公募により規格基準を策定することとした。

議長： 食品保健指導士養成講習会で養成している食品保健指導士に対して、どのような内容の講習会を行っているのか。

事務局長： 講習会は 4 日間、健康食品全般の知識の基本的な法規等習得をめざし講習を受けてもらっているが、その後さまざまに状況が変わってくるので、フォローアップの講習を行い、絶えず新しい情報を提供している。フォローアップ講習等を受けて勉強してもらうことを条件に更新制を導入した。

評議員： 食品保健指導士はどこで役立っているのか。

事務局長： 当初めざした資格の義務化とか国家資格にはなっていない。今、協会では、JHFA マークを取得している企業には食品保健指導士を配置してほしいとお願いしているし、企業の中の相談業務で活動してもらうとか、消費生活センター等で活動できないか、いろいろ検討をしている。

評議員： 今後、時代に合った講習会にしてよりよい資格となるようにしてもらいたい。

議長： 指摘された内容は、他の資格を認定し付与している団体がどこも悩んでいる問題だ。養成した人達の資格がなんとか付加価値になるようにと、どこの団体でも努力しているのでよろしくお願ひしたい。

評議員： 先ほどの説明の中で、JHFA マークの説明とか言っていたが、どういうことか。

事務局長： JHFA マークを取得している企業に食品保健指導士を置いてほしいというお願ひをしているということだ。

議長： 実績でマイナス決算になっているが、今後頑張ってもらいたい。また、九州支部の運営費はどうなっているのか。

事務局長： 支部を設立したとき、支部設置要綱で本部から一定の運営費を出すことになっているが、それ以外の運営費は支部で資金を集めて運営している。

本議案について意見を求めたところ、他には意見もなく、第1号議案平成24年度事業報告(案)に関する件及び第2号議案平成24年度決算(案)に関する件について出席評議員全員一致で了承された。

第3号議案 定款(変更案)に関する件

事務局長より第3号議案定款(変更案)に関する件について資料に基づき説明。
定款(変更案)についての変更箇所

- | | |
|--------------------|--------|
| 第1章 総 則 | (変更なし) |
| 第2章 目的及び事業 | (変更なし) |
| 第3章 資産及び会計 | (変更なし) |
| 第4章 評議員及び評議員会 | (変更なし) |
| 第5章 役員等及び理事会 | (変更なし) |
| 第6章 委員会 | (変更なし) |
| 第7章 支 部 | (変更なし) |
| 第8章 事務局 | (変更なし) |
| 第9章 会 員 | (変更なし) |
| 第10章 定款の変更、合併及び解散等 | (変更なし) |
| 第11章 情報公開及び個人情報の保護 | (変更なし) |
| 第12章 補 則 | |
| 附 則 | |

別表第1 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)

財産種別	場所・物量等
土地	東京都新宿区砂土原町二丁目7番地27 144.60㎡ 2億円
投資有価証券	外国債 スウェーデン輸出信用銀行債 5,000万円 国内債 三菱東京UFJ銀行社債 900万円
定期預金	<u>みずほ銀行麴町支店 900万円</u>

本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第3号議案 定款(変更案)に関する件について出席評議員全員一致で了承された。

報告事項

常務理事より、規制改革会議について資料に基づき報告した。報告の後、議長が意見を求めたところ、次の意見があった。

(質疑内容)

評議員： 資料に「米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考に」とあるが、具体的にどのようなことか。

常務理事： 米国のFDAが承認している健康強調表示は、疾病リスク低減であり、それ以外の身体構造に影響を与える機能については、事業者責任となる。しかし、米国社会はエビデンスがしっかりしていないと訴訟に持ち込まれ、莫大な費用がかかってしまうので、事業者はエビデンスをしっかりと確認しながら表示を行っているということだ。

評議員： 米国を参考にしながらということだが、民間認証を導入するということか。

常務理事： 資料(パワーポイント)にある方式がいいのではないかと考えているので、なるべく早く制度設計をしていきたい。

ここで、議長から、前回の臨時評議員会(3/25)で、本日の定時評議員会で報告する事としていた「安全性第三者認証制度」について資料に基づき説明するように指示があり、事務局長が説明。

説明の後、引き続き、議長が意見を求めたところ、次の意見があった。

評議員： 安全性認証制度の立上げについて、詳しい評議員がいるので意見を聞きたい。

評議員： 当初、いろいろな団体に手を挙げてもらい認証団体を増やすことが目的だったが、手を挙げたのは協会だけだったので、現在、協会のみが認証団体となっている。

議長： なぜ、協会以外に認証団体が増えないのか。

評議員： 認証制度自体が、事務局の情報提供不足でいろいろな団体に知られていないのではないか。今後、規制改革の問題が出てくると原料の安全性認証の問題ということにも関係してくるが、慌てて基準に満たない団体を認証するよりも時間をかけて正確にということではないかと思う。

議長： 常務理事の説明した、健康機能表示食品認定の第三者認定機関とは協会以外の機関のことか、それとも協会のことを言っているのか。また、具体的に協会が実施するという事になれば、機関が他に増えないと、協会はいろいろ言われるのではないか。

常務理事： 第三者とは事業者以外のことを指している。事業者は自分に都合のいいように解釈してしまうので公平性が保てないので、事業者以外の機関にするということが基本的な考え方だ。協会が単独で認証を行うのではなく、有識者の委員会を設けて認証していく仕組みということだ。

現在、安全性自主点検の認証機関は協会のみ 1 機関であるが、GMP 認証は協会と他のもう 1 つの機関と合わせて 2 機関となっている。

理事長： 第三者認証という言い方はなかなか分りづらい言い方だが、私が規制改革会議に出席して説明したときに、この制度を政府で実施するには人手が足りなく非効率であるという観点から、民間の機関に任せてもうということで第三者認定機関という言い方をした。併せてこのような制度を認めてもらったときには、協会は、健康食品業界のために公益事業を行う公益財団であるので、積極的に手を挙げさせてもらいたいと言った。一定のガイドラインを作って、それに合致した機関が複数あれば当然、複数の認定機関がありうると思う。

議長： 否定的な意味で言っているのではないが、実際、実施しようとする、人や資金等が必要になる。そうすると、今のところ協会しか実施できる機関が考えられないが、このまま 1 機関だとすると、いろいろ言われやすいから、せめて複数の機関があったほうがいいのではないかと思う。

評議員： 今、話題になっている規制改革については、業界では非常に関心が強く、今後、個の利益ではなく業界として纏まって適切に対応してい

くことが求められている。認証制度のあり方についていろいろ議論されたが、健康食品の業界はなかなか纏まりがないと昔から言われて、業界の声が一本化されることがほとんど出来ない状態が続いている。この弱点が、規制改革の流れのなかで必然的に解消される方向に持っていけないとだめだ。今、健康食品業界のなかで、リーダーとしてきちんとした形で進める能力を持っているのは協会しかないと思う。ただ、率直に言わせてもらおうと、協会は業界の集まりというよりは、役所の意向を踏まえているという傾向があった。今まで企業の纏まりをつけていくための情報公開や議論の場が少なかった。協会を信頼し、まとめ役として活躍してもらいたいと思いつつも遠い存在であったので、今後、これを機にリーダーシップを発揮してもらいたい。理事会、評議員会があるので組織運営や体系等について意見を集約し、建設的に議論する場を作ってもらえるとありがたいと思う。

評議員： 資料(パワーポイント)の機能性表示の目標のところに関係するが、現在の特保を検討し始めたとき、機能性食品という切り口で検討した。一番の目標は医療費を削減することだったが、それがなぜ潰れたかという医薬事業部門を持っている会社から徹底的な押し戻しがあった。今後、健康機能表示をしていく場合、そのところの整合性をどう取るかを考えて、押し戻されることのないようなきちんとした主張をしてもらいたい。

また、機能性表示をする以上は、責任をもってやらなければならない。ある面ネガティブな表現をしなければならないので、事業者側も覚悟を決めなければならないところがある。その整理をきちんとしてないと、せっかく認められた表示が書けなくなる。整理をしっかりしてもらいたい。

理事長： 貴重な意見をありがとうございました。今協会は新しい仕組みを取り戻そうとしているのが、そのためには、沢山の問題をひとつひとつ解決しながら行っていかなければならない。ご指摘の通り、協会は情報の発信力が弱い。この度、7月5日に東京、16日に福岡でトップセミナーを開催する。その場をこの度の規制改革に取り組むキックオフの機会にしたいと考えている。その時はもっとふみ込んだ話が出来ると思うので、是非参加してもらいたい。今後の支援をよろしく願いたい。

最後に事務局より今後の予定について報告がされ、議案の審議等を終了したので、16時30分、議長は閉会を宣言し、解散した。